

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 意見交換会実施結果
- 3 パブリックコメント実施結果
- 4 厚木市保健福祉審議会規則
- 5 厚木市保健福祉審議会委員名簿
- 6 厚木市地域福祉推進協議会設置規程
- 7 厚木市地域福祉推進協議会委員名簿
- 8 厚木市地域福祉推進会議設置規程
- 9 厚木市地域福祉推進会議委員名簿
- 10 諮問・答申
- 11 用語集

1 計画の策定経過

開催日時	会議名・検討事項
平成29年	
3月15日	平成28年度厚木市地域福祉推進協議会 第3回会議 第4次厚木市地域福祉計画の骨子（案）について
5月8日	第1回厚木市保健福祉審議会 福祉部3計画の改定・策定の取組方針について
6月27日	平成29年度厚木市地域福祉推進会議 第1回会議 1 計画の策定方針について 2 地域福祉計画について 3 策定スケジュールについて
6月29日	平成29年度厚木市地域福祉推進協議会 第1回会議 厚木市地域福祉計画（第4期）について
8月10日	厚木市地域福祉計画（第4期）の策定に係る意見交換会
8月23日	第2回厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画の策定について
9月21日	平成29年度厚木市地域福祉推進会議 第2回会議 厚木市地域福祉計画（第4期）素案について
9月22日	平成29年度厚木市地域福祉推進協議会 第2回会議 厚木市地域福祉計画（第4期）素案について
10月10日	第3回厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画について（諮問）
10月13日	第4回厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画について
10月20日	厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画について（答申）
11月27日～ 12月27日	パブリックコメント実施
平成30年	
1月19日	平成29年度厚木市地域福祉推進協議会 第3回会議 1 パブリックコメント実施結果について 2 地区別計画について
1月23日	第5回厚木市保健福祉審議会 パブリックコメントの実施結果について
1月25日	平成29年度厚木市地域福祉推進会議 第3回会議 パブリックコメントの実施結果について

2 意見交換会実施結果

意見交換会の名称	厚木市地域福祉計画（第4期）の策定に係る意見交換会	
開催日時	平成29年8月10日（木） 午前10時から11時まで	
開催場所	厚木市役所本庁舎4階 大会議室	
参加者数	28人	
意見交換会の経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 厚木市地域福祉計画（第4期）の概要（案）について説明 3 意見交換 4 閉会 	
No.	質問・意見の概要	市の考え方
1	地域包括ケア社会を市民へ定着させる必要があるのではないかと。	昨年度から具体的な取組を進めておりますが、更に市民の皆様へ定着するよう進めていきます。
2	それぞれの計画の総括はしないのか。 また、第4期地域福祉計画の成果指標に対して、どのように達成度の確認するのか。	それぞれの計画の成果・総括については、保健福祉審議会において、随時、報告をさせていただいております。 特に、地域福祉計画については、各地区の地域福祉推進委員会の取組状況を取りまとめ、地域福祉推進協議会の中で報告をさせていただいております。 また、第4期地域福祉計画では、新たに成果指標を設定し、進行管理をしていきたいと考えております。
3	地域で居場所を用意できない場合、市ではどのように考えているか。	現在ある公共施設以外に、市が新たに居場所となる施設を設置することは困難です。 御近所同士が気軽に集まりやすい場所、例えば、御近所同士の縁側なども十分に居場所になると考えています。 どこが居場所になるのかは、その方の心の部分も大事であると認識しておりますので、心の居場所づくりも取組の一つとして、計画の中に位置付けてまいりたいと考えております。

3 パブリックコメント実施結果

(1) 意見募集期間

平成 29 年 11 月 27 日（月）から平成 29 年 12 月 27 日（水）まで

(2) 意見の件数等

- 意見をいただいた人数 2 人
- 意見の件数 2 件

(3) 意見の反映状況

No.	反映区分	件数（件）
1	条例・計画等に反映させたもの	1
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	1
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	0
	合計	2

(4) 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映区分
1	<p>地域包括ケア社会の実現に向けて、地域住民と協働して進めていくことは当然必要であるが、学校や大学とのコラボも取組として進めていったらどうか。</p>	<p>本計画の対象者は、全ての人々とし、学校や大学につきましても、地域福祉を支える地域包括ケア社会の実現に向けた主体的な存在として、既に計画（案）に位置付けていますが、より明確にするために、学校についても具体的に計画の対象者として例示します。</p> <p>【10 ページ第 1 章 4】</p>	1
2	<p>基本目標 1 の施策の方向に「見守り活動の充実」や「地域における居場所づくり」が掲げられており、とても大切なことと感じている。</p> <p>地域での活動に参加したい人と参加したくない人がいる中で、引きこもってしまう中高年の支援が大切である。</p> <p>特に、配偶者を亡くした方のひきこもり問題は、今後も増えることが考えられ、そうした方々の支援体制がつくられたらよいのではないかと感じた。</p>	<p>少子化・高齢化が進展する中、地域における住民のつながりの希薄化が進み、配偶者を亡くした方を始め、高齢者のひきこもりなど、社会から孤立する人が生じやすい環境が課題となっています。</p> <p>このため本計画では、市内 15 地区の地域福祉推進委員会での様々な取組を始め、地域の皆様にも、御近所同士が日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛け、居場所づくりを通じて「ゆるやかな見守り」関係をつくるなど、お互いが「見守り、見守られ、支えあう地域づくり」を進めることを目標としています。</p> <p>【8 ページ第 1 章 2】 【13 ページ第 1 章 6】 【42 ページ第 3 章 4】 【44 ページ 「ゆるやかな見守り」とは?】 【46 ページ～第 4 章 施策の方向 1～3】 【61 ページ～第 5 章 地区別計画】</p>	2

4 厚木市保健福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 保健福祉関係団体の代表
- (4) 住民自治組織の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第41号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

5 厚木市保健福祉審議会委員名簿

平成 29 年 8 月 1 日現在

役 職	氏 名	選出区分
会 長	大 高 松 太 朗	学 識 経 験 者
職務代理	渡 邊 治 代	保健福祉関係団体の代表
委 員	内 井 嘉 巳	公 募 に よ る 市 民
〃	勝 亦 悦 郎	公 募 に よ る 市 民
〃	瀧 波 栄 子	公 募 に よ る 市 民
〃	平 嶺 一 昭	社会福祉事業従事者
〃	山 本 喜 徳	社会福祉事業従事者
〃	前 場 政 行	保健福祉関係団体の代表
〃	藤 田 理 恵	保健福祉関係団体の代表
〃	北 風 純 章	保健福祉関係団体の代表
〃	笹 山 恵 一 郎	住民自治組織の代表
〃	野 村 直 樹	学 識 経 験 者
〃	黒 沼 由 江	学 識 経 験 者
〃	長 岡 正	関係行政機関の職員
〃	高 橋 文 明	関係行政機関の職員

6 厚木市地域福祉推進協議会設置規程

(名称)

第1条 この会は、厚木市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、だれもが安心して生き生きと暮らし、共に支え合う地域社会を築くため、地区市民センターの区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換、研修などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画を着実に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地区推進委員会活動の情報提供、情報交換に関すること。
- (3) 地域福祉活動の調査研究及び普及啓発に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地区推進委員会代表
- (2) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中において委員に交代が生じたときは、後任者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、厚木市福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成17年8月9日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

7 厚木市地域福祉推進協議会委員名簿

平成 29 年 6 月 20 日現在

選出区分	選出団体	役職等	氏名	備考
地区推進委員会代表	緑ヶ丘地区	委員長	池 田 正	会長
	荻野地区	委員長	高 橋 純 子	副会長
	厚木北地区	委員長	棗 進	
	厚木南地区	委員長	佐藤 由利子	
	依知北地区	委員長	加藤 和正	
	依知南地区	委員長	中村 治良	
	睦合北地区	委員長	森住 勝夫	
	睦合南地区	委員長	永 井 明	
	睦合西地区	委員長	小泉 京子	
	小鮎地区	委員長	村井 久雄	
	南毛利北地区	委員長	山本 治彦	
	南毛利南地区	委員長	榎本 久夫	
	玉川地区	委員長	小瀬村 恒男	
	森の里地区	委員長	永嶋 信一	
	相川地区	委員長	菊池 美明	
学識経験者	厚木市社会福祉協議会	会長	前場 政行	
	厚木市保育会	代表	湯浅 房子	
	厚木市障害者福祉協会	代表	開沼 クミ子	
	厚木市老人クラブ連合会	副会長	荻山 清治	
	子育てアドバイザー	—	難波 みどり	

8 厚木市地域福祉推進会議設置規程

(設置)

第1条 地区市民センター区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画（以下「計画」という。）の着実な推進を図るため、厚木市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 推進会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長には福祉総務課長を充て、副委員長には市民協働推進課長を充てる。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定及び推進に関すること。

(2) 地区推進委員会活動の情報交換、連絡調整に関すること。

(3) 地区民生委員児童委員協議会に関する情報交換、連絡調整に関すること。

(4) その他計画の策定及び推進について必要な事項に関すること。

(委員長等)

第4条 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会で調査検討した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

9 厚木市地域福祉推進会議委員名簿

役 職	職 名
委 員 長	福祉総務課長
副 委 員 長	市民協働推進課長
委 員	厚木北地区市民センター所長
〃	厚木南地区市民センター所長
〃	依知北地区市民センター所長
〃	依知南地区市民センター所長
〃	睦合北地区市民センター所長
〃	睦合南地区市民センター所長
〃	睦合西地区市民センター所長
〃	荻野地区市民センター所長
〃	小鮎地区市民センター所長
〃	南毛利地区市民センター所長
〃	愛甲地区市民センター所長
〃	玉川地区市民センター所長
〃	森の里地区市民センター所長
〃	相川地区市民センター所長
〃	緑ヶ丘地区市民センター所長
〃	地域包括ケア推進担当課長
〃	障がい福祉課長
〃	介護福祉課長
〃	高齢者支援担当課長
〃	健康づくり課長
〃	こども育成課長
〃	環境事業課長
〃	商業にぎわい課長
〃	住宅課長
〃	教育指導課長
〃	社会教育課長
〃	社会福祉協議会事務局次長

10 諮問・答申

(1) 諮問

平成 29 年 10 月 10 日

厚木市保健福祉審議会
会長 大高 松太郎 様

厚木市長 小林 常良

厚木市地域福祉計画（第 4 期）、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）及び厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）の素案について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

添付資料

- 1 厚木市地域福祉計画（第 4 期）素案
- 2 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）素案
- 3 厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）素案

(2) 答申

平成 29 年 10 月 20 日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市保健福祉審議会
会長 大高 松太郎

厚木市地域福祉計画（第 4 期）、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）及び厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）の素案について（答申）

平成 29 年 10 月 10 日付けで諮問のあった厚木市地域福祉計画（第 4 期）、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）及び厚木市障がい者福祉計画（第 5 期）の素案について、本審議会における慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申いたします。

答 申

厚木市地域福祉計画、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び厚木市障がい者福祉計画は、社会福祉法を始めとした福祉関連法に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画として相互に結びつけられている。

これらの計画は、いずれも「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」という同一の将来像を掲げるとともに、市民に取り組んでいただきたい地域づくりの在り方「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を共通認識の根底に据え、いわゆる地域包括ケアの視点で横串を通した計画としている。また、計画の策定に当たっては、平成 28 年度に実施された市民アンケートの調査結果を基に、庁内会議での検討を重ねるとともに、市民意見交換会での意見聴取、地域福祉推進協議会等の議論を踏まえ策定されたものであり、福祉関連施策を推進する計画として適切なものと判断した。

なお、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たっては、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1 地域福祉計画

(1) 見守り活動の充実について

地域における見守り活動に当たっては、個人情報等の壁が地域活動の弊害となっているとの意見がある。しかしながら、プライバシーに関する情報などの個人の私的領域に踏み込むことなく、日頃からの適度な距離感を保った御近所付き合いや関係づくりを築くことは可能であり、この関係こそが、地域におけるゆるやかな見守り活動や災害時における避難支援活動等の基礎になるものとする。

地域の善意による自主的な取組が更に活発になり、また、「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」の実現が確実なものとなるよう、活動に当たってのノウハウやポイントについて市民に対し積極的な情報提供に努め、「福祉発の地域づくり」を進められたい。

(2) 地域の人とつながりを持てる場や交流の機会について

平成 28 年度に実施された高齢者一般調査、ひとり暮らし老人登録者調査及び障害福祉サービス利用実態調査によると、地域の人とつながりを持てる場や交流の機会について、「ない」又は「無回答」を選択した市民が多くいることが明らかとなっている。

特に、地域の人とつながりを持てる場や交流の機会がないと感じる市民にとっては、つながりを持っていただくための呼びかけや地域が主体となって運営している催物等を知っていただくための取組にも工夫が必要であるとする。

基本目標に掲げる「全ての人がつながり、地域で支え合う共生のまち」の実現に向けて、地域の誰もが気軽に立ち寄り、憩うことができる居場所づくりの推進に向けた施策に取り組み、生きがいづくりや介護予防、仲間づくりを通じて、地域の人とのつながりがある地域コミュニティの形成に努められたい。

(3) 在宅（自宅や老人ホーム）での看取りについて

地域包括ケアシステムの構築が進み、在宅医療に必要な医療と介護の連携が図られてきてはいるが、依然として市民の多くは病院で終末を迎えており、「人生の最期を自宅で迎えたい。」と思う市民にとって、在宅医療による看取りが選択の一つであることは、あまり認知されていない。

また、市民が「終のすみか」として選んだ老人ホーム等の施設においても、看取りに対する認識や体制が十分とは言えない状況にある。

超高齢社会を迎え、医療体制の逼迫が顕在化しつつある中で、地域医療との連携を図りながら、在宅での看取りについて広く啓発するなど、具体的な取組を進められたい。

2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

認知症は特別な疾患ではなく、誰にも起こり得る脳の病気であり、全国的にみても、認知症の人の数は、2025年には700万人を越え、65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症になると推計されている。

認知症に対する理解が広まり、見守り等の様々な支援体制が整備されるよう、認知症サポーターの役割等をより具体的なものとするとともに、認知症の症状や対応を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域全体で支える仕組づくりを進められたい。

3 障がい者福祉計画

障がい者に対する差別は、依然として根強いものがあると思われ、素案では、「障がいを身近なものとして理解できるまちづくり」を基本理念として掲げている。

「全ての人に分け隔てられることのないまちづくり」を目指し、障がい・障がい者への理解を深め、誰もが尊重されている社会を実現するために、普及啓発活動のほか、正しい理解につながる交流事業等の施策に取り組まれたい。

4 福祉等に携わる人の確保

(1) 介護職・福祉職の人材確保支援について

介護及び障がい者福祉に携わる人材の不足は、介護及び障害福祉サービス供給量等の不足に直結するため、厚木市内で福祉に携わることに魅力を感じてもらう観点に立って、介護職人材確保支援事業を始めとした人材確保のための施策に取り組まれたい。

(2) 地域で支え合う人づくりについて

単独世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増加する中、いわゆる「向こう三軒両隣」のつながりなど、身近な場所でゆるやかな見守りの意識を持つ人々の輪を広げ、地域で支え合う活動を支援する施策に取り組まれたい。

厚木市保健福祉審議会	会 長	大高松太朗
	職務代理	渡邊 治代
	委 員	内井 嘉巳
	委 員	勝亦 悦郎
	委 員	瀧波 栄子
	委 員	平嶺 一昭
	委 員	山本 喜徳
	委 員	前場 政行
	委 員	藤田 理恵
	委 員	北風 純章
	委 員	笹山恵一郎
	委 員	野村 直樹
	委 員	黒沼 由江
	委 員	長岡 正
	委 員	高橋 文明

11 用語集

〈あ行〉

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、本市の総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

高齢化率

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

孤立死

地域で亡くなられたことに近隣の方が気付かず、相当日数が経過してから発見されることをいいます。

〈さ行〉

生活困窮者の自立促進に向けた相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、この法に基づき平成27年4月から生活困窮者自立支援事業が始まりました。生活に困窮している方や、将来的に生活に困窮するおそれがあり、自立した生活を送ることが難しい方を対象に支援を行っています。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

〈た行〉

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

地域見守り協定

神奈川県や市と民間事業者の間で協力協定を締結し、協定締結事業者が業務を遂行する中で、玄関等に新聞や郵便物がたまっているなど、日常生活において異常が感じられ、住民の生命の危険が予見される世帯について、市や警察に通報し、孤立死・孤独死等のおそれがある場合に適切な支援につなげる体制を構築する取組です。

超高齢社会

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している 10 地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。

最近では、高齢者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「こころのバリアフリー」も含めています。

〈ま行〉

ミニデイサービス

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者などを対象とし、地区地域福祉推進委員会を始めとした地域住民の方々により、地区市民センター等で、介護予防、自立支援の視点から創作活動や趣味活動、配食サービスなどを提供する取組です。

厚木市地域福祉計画（第4期）

平成30年3月

発行 厚木市

編集 福祉部 福祉総務課

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

TEL 046(225)2200

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>
